

市内事業者の皆様へ

取扱店を募集します!

取扱店の条件

○登米市内に事業所・店舗等を有する事業者が登録できます

※風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に該当する営業を行うものを除きます。

※同法第2条第5項に該当する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る同法第2条第13項に該当する接客業務受託営業を行うものを除きます。

※商工会の会員・非会員は問いません。

取扱店登録申込方法

○登米市内の最寄りの商工会へお申し込みください

※「取扱店登録申込書」(各商工会ホームページ及び登米市ホームページからダウンロードしていただくか、各商工会の窓口へ備付け)に必要な事項をご記入のうえ、最寄りの商工会へFAXまたはご持参ください。

申込期限

○6月16日(金)〔期限厳守〕です

※申込期限後でも取扱店登録はできますが、全市民に送付する「取扱店一覧」に掲載できません。

期限後の登録取扱店は、各商工会ホームページ及び登米市ホームページに掲載します。

※「登米市とめ地域応援商品券」についての詳しい内容は裏面をご覧ください。

換金方法

○振込による方法

※取扱店は、市内商工会本所・支所の窓口へ回収した商品券を持参し、換金手続きを行ってください。

※換金は、換金請求書(後日送付)に換金枚数を記入し、回収した商品券と共に商工会にご持参ください。

※換金する商品券の裏面には必ず事業所名を明記(ゴム印等)してご持参ください。

※後日口座振込みにて決済いたします。(現金及び小切手での対応はいたしません。)

※取扱店への振込みは月2回とします。

※締切日は、原則毎月5日・15日とし、振込日は、15日・25日とします。締切日、振込日が土日・祝日の場合は、翌営業日とします。

※振込口座は、七十七銀行、仙台銀行、仙北信用組合、石巻商工信用組合、一関信用金庫、石巻信用金庫、ゆうちょ銀行、農協等の口座とします。(インターネットバンクは対象外)

※換金にかかる手数料は、無料とします。

換金期限

○令和6年1月25日(木)

遵守事項

○本事業の性質上、取扱店間での商品券の使い回しは、厳禁!

お問合せ・お申し込み先

登米中央商工会

迫本所 TEL 0220-22-3681
FAX 0220-22-8553

石越町支所 TEL 0228-34-2064
FAX 0228-34-2561

みやぎ北上商工会

中田本所 TEL 0220-34-3255
FAX 0220-34-3261

登米支所 TEL 0220-52-2259
FAX 0220-53-1131

東和支所 TEL 0220-45-2121
FAX 0220-45-2122

津山支所 TEL 0225-68-2443
FAX 0225-68-2447

登米みなみ商工会

米山本所 TEL 0220-55-2331
FAX 0220-55-4166

豊里支所 TEL 0225-76-3274
FAX 0225-76-3218

南方支所

※南方支所は地震被害により米山本所へ仮移転しました

実施主体 登米地域商工会連絡協議会 (事務局：登米みなみ商工会)

